

漁業権免許申請に関する審査基準改正の報告

漁業法改正に伴い、次の通り各審査基準を改正しましたので報告します。

「漁業権（分割・変更）の免許、免許すべき者の決定及び休業中の許可に係る審査基準」

…資料2－1

「漁業権及び入漁権行使規則（変更・廃止）の認可についての審査基準」

…資料2－2

「遊漁規則（変更）の認可についての審査基準」

…資料2－3

かながわ県民意見反映手続要綱に基づく県民等の意見募集結果

審査基準	意見募集期間	提出された意見
漁業権（分割・変更）の免許、免許すべき者の決定及び休業中の許可に係る審査基準	令和5年4月24日から 令和5年5月23日まで	なし
漁業権及び入漁権行使規則（変更・廃止）の認可についての審査基準	令和5年4月24日から 令和5年5月23日まで	なし
遊漁規則（変更）の認可についての審査基準	軽微な変更のため実施せず	

漁業権（分割・変更）の免許、免許すべき者の決定及び 休業中の許可に係る審査基準

（趣旨）

第1条 この審査基準は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）に定めるもののほか、法第69条の規定による漁業の免許申請、法第73条第2項第2号の規定による免許すべきものの決定、法第76条第1項の規定による漁業権の分割または変更及び法第88条第1項の規定による休業中の漁業許可について定めるものとする。

なお、この審査基準は行政手続法第5条第1項に基づき定めたものである。

（審査基準）

第2条 免許又は許可については、法第71条（免許をしない場合）、第72条（免許についての適格性）、第73条（免許をすべきものの決定）、第76条（漁業権の分割又は変更）、第83条（登録した権利者の同意）、第108条（組合員の同意）及び第88条（休業中の許可）に基づき審査する。

2 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下「組合等」という。）が申請する場合は、次の各号を満たすこと。

- (1) 総会又は河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者を主たる構成員とする組合の総代会（以下「河川総代会」という。）において水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。）第50条第4号（第52条第6項及び第8項並びに第86条第2項並びに第92条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく特別会議で議決又は総会の部会において組合法第51条の2第6項第1号の規定に基づく議決（以下、併せて「特別決議等」という。）が行われていること。
- (2) 組合等が定置網漁業又は区画漁業を営む場合には、定款に当該事業が記載されていること。
- (3) 組合等がその有する区画漁業又は第1種共同漁業を内容とする団体漁

業権を分割（変更）する時は、法第108条に基づく同意を得ていること。

3 法第73条第2項第2号に該当する場合には、定置網漁業権については次の1号から8号を、また区画漁業権については次の1号から10号を満たすと見込まれる者に対して免許をするものとする。

- (1) 漁業関係法令を遵守していること。
- (2) 漁具の適切な使用・設置を行うこと。
- (3) 漁場紛争を起こさない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組むこと。
- (4) 資源管理を適切に実施すること。
- (5) 漁具や養殖施設を放置するなど、他者の漁業生産活動を妨げないこと。
- (6) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用しないこと。
- (7) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていないこと。
- (8) 漁獲量の増大、漁業所得の向上、就業機会の拡大等に資する事業計画であること。
- (9) 魚類防疫の観点から適切な対応をすること。
- (10) 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させないこと。

4 前項に該当する申請が複数あったときは、前項各号を満たす者のうちからその内容を勘案し、免許すべき者の決定をするものとする。

5 申請者から要求があった場合は、前項の決定に至る経過を申請者に対して開示するものとする。

（添付書類）

第3条 申請書には、必要に応じて次の各号に掲げる関係書類を添付すること。

- (1) 共同申請する場合には、共同経営に関する契約書、持ち分に関する書類、代表者選定届、代表者を変更する場合には、代表者変更届
- (2) 定款
- (3) 規約
- (4) 登記事項証明書

- (5) 組合員、社員又は株主の名簿
- (6) 現住所を証する書類
- (7) 当該法人の事業歴並びに社員又は株主の職歴及びその出資状況に関する書類
- (8) 漁業に関する職歴に関する書類
- (9) 事業計画書
- (10) 漁場の敷地の所有者又は水面の占有者の同意又は法第 71 条第 2 項の規定による裁判所の許可のあったことを証する書類
- (11) 法第 72 条、第 73 条第 2 項第 1 号の要件を満たすことを証する書類
- (12) 第 2 条第 3 項の要件を満たすことを証する書類
- (13) 年間の計画増殖量（内水面に係る第 5 種共同漁業権に限る）
- (14) 組合法第 50 条第 4 号により、総会、河川総代会又は総会の部会において特別決議等で議決したことを証する書類（議事録の抄本）
- (15) 分割（変更）の場合は、(14) の書類に変更される内容が具体的に記載されたもの
- (16) 特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第 5 条の飼育等の許可を得たことを証する書類
- (17) 分割（変更）申請の場合には、分割（変更）申請理由書、その他分割（変更）内容に関する書類
- (18) 分割（変更）の場合には、法第 83 条または第 108 条の規定に基づく同意書

2 申請書及び前項の関係書類は 2 部ずつ提出すること。

附 則

- 1 この審査基準は、令和 5 年 6 月 8 日から施行する。
- 2 漁業権（分割・変更）の免許及び休業中の許可についての審査基準（平成 25 年 5 月 1 日施行）は、廃止する。

漁業権及び入漁権行使規則（変更・廃止）の 認可についての審査基準

（趣旨）

第1条 この審査基準は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）に定めるもののほか、法第106条第7項及び第9項の規定による漁業権及び入漁権行使規則（変更・廃止）の認可申請について必要な事項を定めるものとする。

なお、この審査基準は行政手続法第5条第1項に基づき定めたものである。

（審査基準）

第2条 審査に当たっての基準は次のとおりとする。

- (1) 法第106条第3項にある事項が規定されていること。
- (2) 総会若しくは総代会において水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。）第50条第5号（第52条第6項及び第92条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく特別決議で議決又は総会の部会において組合法第51条の2第6項第2号の規定に基づく議決（入漁権行使規則については除く。）が行われていること。
- (3) 区画漁業又は第1種共同漁業を内容とする団体漁業権に係る行使規則については、総会、総代会又は総会の部会の議決前に、法第106条第4項の規定による同意を得ていること。
- (4) 法令に違反した内容が記載されていないこと。
- (5) 漁業調整上の支障がないこと。
- (6) 暴力団関係者等反社会的行為に関与する者を排除するための規定が盛り込まれていること。

（添付書類）

第3条 申請書には、必要に応じて次の各号に掲げる関係書類を添付すること。

- (1) 漁業権又は入漁権行使規則
- (2) 法第 106 条第 4 項の規定による同意を証する書類
- (3) 組合法第 50 条第 5 号の規定に基づき総会若しくは総代会又は組合法第 51 条の 2 第 6 項第 2 号の規定に基づき総会の部会において議決したこと を証する書類（議事録の抄本）
- (4) 変更（廃止）の場合は、(3) の書類に変更される規則の内容が具体的 に記載されたもの。
- (5) 組合員行使権者に対し金銭を賦課する場合は、その額の算定に関する 資料
- (6) 漁業権を共有する場合には行使契約書の写し
- (7) 変更の場合は、変更理由書、新旧対照表、その他変更内容に関する書 類

2 申請書及び前項の関係書類は 2 部ずつ提出すること。

附 則

- 1 この基準は、令和 5 年 6 月 8 日から施行する。
- 2 漁業権及び入漁権行使規則（変更・廃止）の認可についての審査基準 （平成 25 年 5 月 1 日施行）は、廃止する。

遊漁規則（変更）の認可についての審査基準

（趣旨）

第1条 この審査基準は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）に定めるもののほか、法第170条第1項及び第3項の規定による遊漁規則（変更）の認可申請について必要な事項を定めるものとする。

なお、この審査基準は行政手続法第5条第1項に基づき定めたものである。

（審査基準）

第2条 審査に当たっての基準は次のとおりとする。

- (1) 法第170条第2項の事項が規定されていること。
- (2) 総会若しくは総代会において水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。）第48条第1項第9号（第52条第6項及び第92条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定又は総会の部会において組合法第51条の2第1項の規定に基づく議決が行われていること。
- (3) 法第170条第5項各号に規定する内容に該当すること。
- (4) 前項の内容に該当するか否かについては、水産庁長官からの地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言「遊漁規則の作成及び認可について」（令和4年7月26日4水管第1167号）第5の3(1)及び(2)に基づき判断する。

（添付書類）

第3条 申請書には、必要に応じて次の各号に掲げる関係書類を添付すること。

- (1) 遊漁規則
- (2) 組合法第48条第1項第9号の規定に基づき総会若しくは総代会又は第51条の2第1項の規定に基づき総会の部会において議決したことを証する書類（議事録の抄本）。

(3) 変更の場合は、(2) の書類に変更される規則の内容が具体的に記載されたもの。

(4) 遊漁料算定に関する次の各資料

- ア 組合員の漁業行使の実態（漁具・漁法別操業人数・日数等）
- イ 遊漁券の発行枚数（魚種・漁具、漁法別・日券・年券の別）
- ウ 年券利用者の年間における平均遊漁日数を推定し得るもの
- エ 水産動植物の増殖及び漁場管理に要した費用及びその内訳
- オ 水産動植物の増殖計画（魚種別増殖方法及びその費用）及び漁場管理計画（事項別の計画及びその費用）
- カ 組合の収支決算書
- キ 遊漁料算定方法

(5) 禁漁区及び禁漁期を設定（変更）する場合は、次の各資料

- ア 設定（変更）を行う場所の写真及び状況を表わす資料
- イ 設定（変更）を行う区域の地図
- ウ 設定（変更）を行う区域の様相等資料
- エ 設定（変更）を行う区域での漁場監視員の報告書
- オ 設定（変更）を行う時期の遊漁券の販売状況
- カ 設定（変更）を行う区域の魚類相調査等の資料

(6) 遊漁承認事務を連合会に委任する場合は、この件に関する各組合等と連合会との間の契約書写（県内共通遊漁証を設定する場合）

(7) 変更の場合は、変更理由書、新旧対照表、その他変更内容に関する書類

2 申請書及び前項の関係書類は2部ずつ提出すること。

附 則

- 1 この基準は、令和5年6月8日から施行する。
- 2 遊漁規則（変更）の認可についての審査基準（平成25年5月1日施行）は、廃止する。